

公　　表

令和 8 年 1 月 21 日

香川県弁護士会

香川県弁護士会は、下記弁護士会員につき、当会綱紀委員会に対し、事案の調査請求を行ったので、香川県弁護士会懲戒手続に付されたことについての公表に関する会規第 2 条第 2 項に基づき、本日公表をします。

記

1 調査請求の対象となった弁護士会員

氏　　名　吉田　哲郎（よしだ　てつろう）

登録番号　33897

事務所　香川県高松市磨屋町 5-9 プラタ 59　3階 303

2 調査請求の理由の要旨

対象弁護士には、以下のとおり、弁護士法第 56 条第 1 項の懲戒事由があると思料される。

① 対象弁護士は、依頼者 A 氏より、遺産分割調停申立事件の手続代理人として委任を受け、同事件は令和 6 年 2 月 20 日に終了し、同月 26 日には対象弁護士の預り金口座（以下「本件口座」という。）に 293 万 800 円が入金されたにもかかわらず、同日から同年 6 月 19 日までの間、本件口座からの出金又は送金を繰り返し、少なくとも 292 万 3809 円を預かり保管した目的以外に使用した。また、対象弁護士は、同月 28 日まで、預り金 293 万 800 円を返還しなかった。

② 対象弁護士は、依頼者 A 氏より、不当利得返還請求事件の訴訟代理人とし

て委任を受け、同事件の一部判決に基づき令和5年10月4日には本件口座に281万1236円が入金されたにもかかわらず、同月20日から同年11月29日までの間、25回にわたり、自己の用途に費消する目的で、合計275万3958円を出金又は送金して着服し、もって横領した。また対象弁護士は、令和7年9月5日まで預り金233万9413円を、同月9日まで550円を、それぞれ返還しなかった。

- ③ 対象弁護士は、令和6年4月12日から同年5月1日にかけて、依頼者B社らから、計685万8000円を現金で受領したにもかかわらず、少なくとも374万5498円を預り金口座で保管しなかった。

3 調査請求をした日

令和8年1月13日

4 対象弁護士の意見陳述の有無及びその内容

対象弁護士に対して意見陳述の機会を設けましたが、対象弁護士から意見は述べられませんでした。

5 事前公表の理由

本件は、綱紀委員会の議決がなされる前ですが、疑われる非行の内容が預り金の流用行為等という極めて重大なものであること、また、対象弁護士に対する新たな事件の委任や対象弁護士による新たな預り金の受領が行われる等の可能性を含め、同種被害の拡大を防止する必要性があることも考慮し、当会会規に基づき、事前公表を行うことといたしました。

6 その他

対象弁護士の依頼者の皆様からの御相談・お問い合わせは、当会事務局まで

お願ひいたします。

香川県弁護士会 事務局

香川県高松市丸の内 2 番 22 号

電話 087-822-3693 (平日 午前 10 時～午後 5 時)

以上